

沿岸漁業改善資金について

【制度の仕組み、目的】

沿岸漁業従事者等が、自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式、漁ろうの安全の確保等のための施設等を導入するために必要な資金や、青年漁業者等漁業を担うべき者の育成や経営の開始のために必要な資金について、県（原資：県1/3、国2/3）が無利子で融資を行う。

また、単なる金融措置にとどまるものではなく、沿岸漁業従事者等に対し必要な普及指導を併せ行うことにより、沿岸漁業の経営の改善、生活の改善、青年漁業者等の養成確保等を促進しようとするものであり、水産業普及指導組織等による積極的な普及指導等が行われてはじめてこの制度の目的が達成可能となるものである。

※この制度において、沿岸漁業とは以下の漁業をいう。

- ① 20トン未満の小型の漁船を使用して、または漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- ② 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業
- ③ 水産動植物の養殖の事業

【資金の内容】

① 経営等改善資金

近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保のための施設等の導入に必要な資金

② 生活改善資金

漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入に必要な資金

③ 青年漁業者等養成確保資金

青年漁業者による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の修得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎の形成に必要な資金

※ 各資金ごとに、更に細分して、資金種類、貸付内容、貸付限度額、償還期限及び据置期間が設定されている。

【基本的事項】

1 造成総額

824,021,000円

（うち、国費相当額 541,158,000円）

令和7年（2025年）3月31日現在

2 申込方法

資金の貸付けを受けようとする者は、貸付資格認定申請書と貸付申請書に必要書類を添付し、申請者が所属する漁業協同組合を経由して県へ提出する。

3 貸付決定

知事は貸付資格の認定及び貸付けの申請があったときは、その内容を審査し、貸付資格の認定及び貸付けを行うことが適当であると認めたときは、貸付資格の認定及び貸付けを決定する。

4 審査基準

熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項、熊本県沿岸漁業改善資金事務処理要領に基づき審査を行う熊本県沿岸漁業改善資金運営協議会において、貸付資格及び貸付けに関する事項について協議する。

5 審査体制

熊本県沿岸漁業改善資金の貸付けに関し、有明地区、不知火地区及び天草地区に熊本県沿岸漁業改善資金運営協議会を置く。